

香川大学体育施設屋外夜間照明設備使用に関する取扱要領

香川大学体育施設屋外夜間照明設備（以下「照明設備」という。）の使用については、香川大学固定資産管理規則によるほか、当分の間下記により取り扱うものとする。

記

（定義）

第1 この要領において、照明設備とは、次に掲げるものをいう。

- 一 教育学部構内のテニスコート照明設備
- 二 経済学部構内の運動場照明設備

（使用）

第2 照明設備は、授業で使用するほか、本学学生の課外活動に使用させるものとする。ただし、学長が必要と認める場合は、他の者に使用させることができる。

（使用日時）

第3 照明設備の使用日時は、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日（以下「休日」という。）並びに冬季休業日を除く日の夜間照明を必要とする時から21時までとする。ただし、学長が必要と認める場合は、休日等及び冬季休業日並びに時間外に使用させることができる。

（使用手続）

第4 照明設備を使用しようとする者は、別表1に定める設備の所属する担当部局に許可申請書を提出し、その許可を受けなければならない。

（使用料）

第5 照明設備の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）のうち第2ただし書による者で使用した照明設備にかかる電気料を納付することとされた者は、別に定める電気料を納付しなければならない。

（遵守事項）

第6 使用者は、事故防止に努めるとともに次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 許可された目的以外の用途に使用しないこと。
- 二 使用時間を厳守すること。
- 三 火気の取扱については、香川大学防火管理規程によること。
- 四 その他、使用に際しては本学の指示に従うこと。

（損害賠償）

第7 使用者が、照明設備を故意又は過失により破損又は滅失した場合は、その損害を弁償しなければならない。

（雑則）

第8 この要領のほか、使用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。